

県内飲食店等への営業時間短縮の協力要請及び協力金について

新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給します。

なお、本協力金の申請期間等の詳細は、後日県ホームページ等でお知らせします。

※ 事業実施に当たっては、補正予算の成立が前提となります。

1 要請内容

(1) 対象地域

- ・ 県内全域（35市町村）

(2) 要請内容

- ・ 午後8時から午前5時までの営業自粛
- ・ 酒類の提供は午前11時から午後7時まで
- ・ 感染防止対策の実施

(3) 対象業種

- ・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く）
飲食店、喫茶店、遊興施設等（スナック、バー、カラオケボックス等）

接待を伴う飲食店を除く「ストップコロナ！対策認定店」については、営業時間の短縮を要請しますが、適切な感染防止対策を徹底することで通常どおり営業できます。
※この場合、協力金の支給対象外となります。

(4) 要請期間

- ・ 令和3年8月7日（土）から同月20日（金）（計14日間）

2 協力金の支給 ※郵送、オンライン（専用サイト）により申込（8月下旬開始予定）

(1) 支給対象者

対象地域に店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間（※）、県からの要請内容に協力した者

※やむを得ない事情がある場合には、8月10日（火）までに営業時間短縮等を開始した場合は、当該日を減額して協力金を支給。

(2) 協力金額

方式区分		1日あたりの売上高（※）	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	83,333円以下	2.5万円【下限】
		83,333円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× 0.3
		250,000円超	7.5万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額
		500,000円超（売上高減少額）	20万円 または 1日あたりの売上高×0.3 の低い額

(3) 問い合わせ先（電話対応のみ）

「感染症対策県内企業ワンストップセンター」（産業政策課内）

TEL：027-226-2731（午前8時30分～午後5時15分）